

## 小田原市自治基本条例 骨子案検討資料（全体像検討用）

### ●全体像の考え方（基本的骨格）について

#### 前 文

資料中の行頭記号について

- ：検討を経たもの
- ☆：第 21 回検討委員会(6/18)から抽出したもの
- ：第 19 回検討委員会(6/4)から抽出したもの
- ◇：これまでの資料から抽出したもの

- 条例づくりの前後で、「何が変わるのか」ということを提示できたらいい。
- 市民も団体も、行政も議会も、意識が変わり、協働のまちづくりができるように。
- 分かりやすい言葉で全体がわかるようなもの

## 1. 基本的な考え方

〔目的・理念・原則など〕

市民自治

協 働

- 市民も何かができるかと考えるようになり、地域の見方が変わり、人との関り方が変わってくる。そうすると、地域愛や郷土愛が生まれ、人に親切にしようという気持ちになる。
- 行政も議会も市民から信頼され、どんどん活動して下さいと期待され、活動がしやすくなる。市民から信託された一人ひとりが、その力を存分に出せるようになる。

## 2. 市民

※団体・組織の扱い、位置づけ？

- ・ 小田原を愛する心・誇りを持ち、自ら動こうとすることが大事
- ・ 公共の担い手としての市民、様々な立場、役割の違い  
(住民、子ども、若者、在勤・在学者、外国人、事業者など)

- 個人の思いと、地域や社会のために何かができるという思いを重ねあう中で、持続可能なまちとのかかわりができる
- 持続可能というのも大事なこと。ある人がちょっと疲れたら次の人に代わる。あるいは若者が次に入ってくる。地域活動から離れたらまた社会に戻っていく。そういうまち、市民の有り様が大切
- こども、若者たちが、夢を持って、地域や社会にかかわることが大事。
- 在住ではないが、在勤、在学、在活動の人たちも担い手
- まちづくりへの参加が希薄な人たち（企業、外国人、団体に所属していない人）が、参加し、参加できるように（特に仕掛け、仕組みが大事）
- 住んでいる人の責任の重さは違うのでは。主権者（選挙）としての実践が問われる。

(松下・整理) 市民も公共を分任する。それぞれのパワーを自治のエネルギーにする。  
市民や地域が豊かになっていく

### 3. 地域コミュニティと市民活動

#### 3-1. 地域コミュニティ

- ◇この地域は自分たちが構成しているという自治意識が皆に芽生えることが大事。(自分たちのまちを、きれいに、明るく、仲良くなど地域の根幹に係る全ての物事に繋がる。)
- ◇「ありがとう」と言えるまち、にこやかにあいさつを交わすことのできるまち。
- ◇地域のネットワークを良くすることが、防災の強い地域、小さな犯罪が起こらない地域に繋がる。
- 人生の長い中で余裕のある時、できる時に関わっていく、そういう暮らしが自然な暮らしであり、人としての暮らし。そういう社会を作っていこうというもの。
- ◇地域の人材の有効活用(=出来る人が出来るときに出来ることを。適材適所。誰でも必ず適所がある)
- ◇自治会は任意組織であっても公的な存在。自治会を条例でしっかりと位置づけたい(まちづくりのベース、地域の主体性、災害時の役割、地域の声を集約し大きな声とするため、ゴミステーション、、、) ※自治会(連合会)をどのように位置づけるか?
- ☆地域の各種団体を包括する「地域運営協議会」のような仕組みを公的に認定することにより、自治会を間接的に認定する方法も考えられる。
- ◇女性や若者が自治会に参加しやすくすることで、自治会を活性化し、ひいては地域を活性化させる。
- ◇子どもの頃から祭りや地域行事で、地域に関わっていく。親も頑張る。
- ☆参加したくなる交流の場の創出が大切(地コミュ、必要な機能の3/4)
- ☆地域の様々な団体の交流を図り、連携して地域の課題を解決するために地域の各種団体を包括する組織として「地域運営協議会」が地域ごとに設立されることが望ましい。また、地域コミュニティの活動を支援するために各地域ごとに市役所職員を担当させる「職員の地域担当制」があれば地域コミュニティの活動をより活発化させることが出来る。
- ☆「地域運営協議会」「職員の地域担当制」を推進するための仕組みや制度を作っていく必要がある(地コミュ、必要な機能の4/4)

### 3-2. 市民活動

- 「ちょっとやってみようかな」と思う人達が参加し、既存の団体と繋がっていく仕組み（【3-2 市民活動】【6-4 誰もが協働の担い手になれる仕組み】に同記載）
- “自由市場” “しなやかな自由”。出来る者と欲する者を結び付ける仕組み。それを実現するための情報共有。
- 活動の結果が、感謝されて「ありがとう」といってもらえることは大きな支え。「みんなのためになっている」あるいは「みんなから感謝されている」ということが実感できる場、活動
- ◇まちづくりは行政だけがやっているのではない、市民活動団体もまちづくりを担っていると市民が認識すること。（＝公共は役所だけではない）
- ◇市民活動はボランティアであり、その活動を伸ばすために、条例で後押しする（適切なタイミングでの行政の支援、情報共有、横の連携）

### 3-3. 地域コミュニティと市民活動の連携

- 地域コミュニティとテーマコミュニティの協力関係、市民間の協働は大事なこと。
- 両者の連携は大事なこと。ただ、その答えをすぐに出すのは難しい。テーマによっても違うし、場所によっても違う。方向性は、『両者の良さが伝える情報の共有・受発信』、『機会の設定』、『情報がない』等。
- ☆地域各種団体の連携を図ることが大切（地コミュ、必要な機能の1/4）
- コーディネーターの必要性。「地域団体と課題別団体」「住民と住民」「住民と行政」を繋ぐ。切り口ごとのコーディネートも考えられる。（【3-2 市民活動】【6-4 誰もが協働の担い手になれる仕組み】に同記載）
- ☆地域の人材活用・育成のためのコーディネートが必要」（地コミュ、必要な機能の2/4）

## 4. 議会

- ・ 議会からの積極的な情報発信
- ・ 市民も議会を知る、応援する
- ・ 市民と議会（議員）の交流

- 市民と議会の交流、対話の機会。（今までに、これらが出来なかった理由もあるが。）
- 市民に信頼され、どんどん活動してくださいと思われる中で、活動がしやすくなり、まちがさらに良くなっていく。そういう意味で「交流」というのが一つのキーワード。（この部分は【前文】と繋がる）
- 市民との対話の機会の必要性。外へ出ていくということが求められている。（要望ばかりや責めたりするだけではダメ。前向きに議論し、アイデアを出し合う。）
- 議員を規制するのではなく、存分に活動できる措置を保障する。裏支えする仕組み、措置。
- 我々がこの国を背負っていくんだという心構え、気構え、気位。それが議員の原資。

## 5. 行政 ※市長を行政の中に位置づけるか？別立てとするか？

- ・人々が動き出すための最初の推進力
- ・コーディネーター・つなぎ手としての行政

□行政の在り方を協働型行政というものに変えてみると、全職場を見直す必要があるかもしれない。ただし性急に行うことなく焦らずにできる範囲で着実にやっていくということになる。

□行政を中から変える、それが市民に波及していく。即効でできることではない。これまでの100年とこれからの100年の転換点になる。役所の仕事の仕方を変えてみるというのは大変なことだがそこに入っていけないと、持続可能なまちはできない。

◇上から命令されてやっていくというシステムから、自分自身は何が出来るかということを考え、一人ひとりが責任を持ってやり遂げるシステム

◇市民の信頼を得て、市民から期待され、活動がしやすくなる。市民から信託された一人ひとりが、その力を存分に発揮する(この部分は【前文】と繋がる)

☆苦情は改善の種であり、苦情があるというのはありがたいこと。苦情とその解決策を職員が共有し次につなげていくことが大事。

## 6. 自治を創造する仕組み

### 6-1. 情報の共有（情報の活用？）

☆【情報の原則】自治を創造するために、皆が幸せになるために、まちを元気にするために情報を活用する。

☆一方的でなく、市民と行政がお互いに、双方向に情報を発信できるようにすることが大切。

□役所が一方的に行う情報提供だけでなく、「市民が出す公共情報」、「元気に活動できる情報」、「NPOと地域コミュニティの連携を促すための情報発信」等、情報の質や提供方法が変わってくる。

◇市役所のお知らせや免罪符的な広報ではなくて、市民の力が存分に発揮できる広報

☆旬が大切な情報は、出来るだけ早い、即日性を基本とした情報提供が大事。

☆情報化技術の進展で、情報を利用する手段がどんどん便利に高度になっていく。新しい技術を上手に活用して市民の利便性の向上を図る。

☆情報は誰もが使えることが大切。

□個人情報の保護とまちづくりに必要な適切な情報公開

☆過度に個人情報保護に敏感になることなく、必要な情報は収集し、適切に活用する。そのために制度や仕組みが必要ならば作っていく。

☆個人情報を提供する市民も、それを活用する側（例えば自治会長）も、皆が安心して個人情報を使える仕組みが大切。

☆個人情報を提供する側と使用する側の信頼関係を構築することが必要。提供する先が私たちを守ってくれている団体であり、適切に活用されると信頼できること。安心して情報を提供できるような信頼関係がなければ、単に法律制度をいじっても変わらない。

☆個人情報を適切に活用することが、安全に暮らせるようになることに繋がるということを理解してもらう。

## 6-2. 様々な市民がまちづくりに参加しやすい仕組み

(参加)

◇参加者の充実（参加のひろがり）

◇参加の方法：オープンスクエア（公開検討会）、無作為抽出、分野別懇談会、ミニ集会…

(協働)

◇信頼が大事

◇（市民として）自分たちのまちは自分たちでつくり、守るという意識。行政に何でも頼むのではなく、自分たちで何ができるか。行政に何を頼むのかを考える。

□役所だけで、税金だけでまちを作っていくのは成り立たなくなる。役所も大いに頑張るし、議会もどんどん活躍するし、市民も活躍する社会。

◇まちづくりの担い手同士（市民同士、市民と議会、市民と行政）を繋ぐコーディネーター（つなぎ手）

## 6-3. 住民投票

※いわゆる「個別型」（案件ごとに住民投票条例を制定するやり方）として書くか。

※市民意見「住民投票に至る前の…」は重要

→世論形成のあり方、熟議民主主義、対話民主主義、大事なことは、みんなで考え、みんなで決めるためのやり方（「6. 自治を創造する仕組み」の基本的考え方）

## 6-4. 誰もが協働の担い手になれる仕組みなど ※全体にかかる基本概念としての「協働」

□「ちょっとやってみようかな」と思う人達が参加し、既存の団体と繋がっていく仕組み（【3-2 市民活動】【6-4 誰もが協働の担い手になれる仕組み】に同記載）

□コーディネーターの必要性。「地域団体と課題別団体」「住民と住民」「住民と行政」を繋ぐ。切り口ごとのコーディネーターも考えられる。（【3-2 市民活動】【6-4 誰もが協働の担い手になれる仕組み】に同記載）

## 7. 条例をよりよく活かすための（機能させる）仕組み

〔(特に今回の) 自治基本条例を「機能させる」→ふさわしい表現か?〕  
～ダメということではなく、概念＝言葉の選択なので。ここは特に重要

### 7 条例をよりよく活かすための（機能させる）仕組み

- 「条例が守られているかのチェック機能」「条例の内容を具体化し実践に繋げる仕組み」の二つが必要
- 例えば「情報発信のあり方」ということについてなど、テーマごとに実践方法と進行管理を考えていく（情報、参加、協働などの年度計画を立て、実践する）
- 解説部分などに、優先的に実行することを書く。例えば「情報」や「参加の仕組み」。最終的に達成するには、何十年もかかるが、「これは大事なことであるから早めに取り組むべき」ということはあって良い。

## 8. その他, +α など

### 8-1 首長 ※「5. 行政」との関係

◇リーダーシップ、メッセージ力を持ち、常に謙虚な気持ちで仕事にあたって欲しい。

### 8-2 子どもの教育、親の教育

◇日々の生活の中でのマナーや、スポーツや勉強の道具を大切にさせる。（スポーツをする場面でスポーツ以外で覚えるマナーや公共性がある。）

◇年に一度でも公益的な活動に触れることで、知らず知らずのうちに公益性、公共性が身についていく。

◇子どもの根性を育てるには親の教育が必要。

### 8-3 若者についての補足

◇若者が夢を持ち、将来に希望が持てるまちにする。絶対にする。